

# 一般社団法人日本法中毒学会定款施行細則

## 第1章 総則

第1条 この細則は定款第3条の目的を達成するため、定款に必要な事項を規定し、円滑な法人運営を推進することを目的とする。

## 第2章 社員（評議員）の選出

第2条 社員（評議員）は、継続して会員歴が3年以上ある正会員の中から、社員により推薦され、社員総会（評議員会）の議決を経て選出される。ただし、法人理事会が認めた場合はこの限りでない。

2 社員の定数は、正会員数の3分の1以内の割合により算定した数とする。

第3条 社員の推薦に際して、理事長が指定する期日までに下記の書類を法人理事長宛に提出するものとする。

- (1) 推薦人の署名又は記名押印がなされた所定の申請書
- (2) 研究業績一覧表

第4条 社員が、続けて3年間、委任なしで社員総会を欠席の場合は、社員の資格を失するものとする。

## 第3章 名誉会員

第5条 名誉会員を推薦するときは、理事長が指定した期日までに、推薦者による推薦書及び被推薦者の履歴書（本人の署名による）を本法人事務局に提出するものとする。

第6条 名誉会員として推薦する基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本法人理事、監事、各種委員会委員長などを務め、本法人の進歩発展に寄与した者
- (2) 学術集会（年会）会長経験者
- (3) その他、本法人の進歩発展に著しく貢献した者

第7条 名誉会員は、会費及び学術集会参加費が免除される。

第8条 名誉会員は、社員総会に出席して、意見を述べる事が出来る。ただし、議決には加わらない。

## 第4章 賛助会員

第9条 賛助会員の機関は会誌の購読、学術集会への参加登録において正会員と同等の資格を有する。ただし、発表資格は持たない。また、学術集会への参加は1賛助会員につき1名までとする。

- 2 特別賛助会員は賛助会員と同等の資格を有する。本法人はその特別の貢献に対し、当該会員が作成した画像（団体名を表すロゴタイプなどで構成され、広報委員会が承認したものに限る）にリンクを付して本法人ホームページに掲載する。

## 第5章 会費

第10条 本法人の会費は原則前納制とし、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額 7,000 円とする。
- (2) 学生会員は、年額 3,000 円とする。
- (3) 社員は、年額 10,000 円とする。
- (4) 賛助会員は、1口年額 20,000 円とする。
- (5) 特別賛助会員は、1口年額 50,000 円とする。
- (6) TIAFT 会員は各自で直接 TIAFT に会費を納めなければならない。

第11条 第10条に定める会費は、全て法人会計に繰り入れ、法人運営に使用するものとする。

## 第6章 役員（理事、監事）の選任

第12条 理事は法医学分野、薬学分野、警察分野及びその他の分野から地域、年齢を考慮して選出する。

第13条 理事及び監事は、改選年度の4月1日時点で65歳未満の社員の中から書面による投票（電磁的方法を含む）によって推薦し、得票上位者からその相当数を社員総会の決議によって選任する。

- 2 改選年度の4月1日時点で65歳未満であっても、すでに所属する機関の定年退職日を迎えるなど、法中毒学領域での活動が困難な場合は被選挙権を有しない。

第14条 各分野の理事数は被選挙権のある社員の割合を考慮して定める。

- 2 得票同数の場合は会員歴の長い候補を当選者とする。
- 3 会員歴が同じ場合は、年長者を当選者とする。

- 4 次点となった者は補欠とし、当該分野で欠員が生じた場合に繰り上げ当選者とする。

## 第7章 学術集会

- 第15条 本法人は、学術集会を原則毎年6月に開催する。
- 第16条 学術集会会長は、その年次の学術集会を主宰する。
  - 2 学術集会会長の任期は、前期学術集会終了時から始まり、主宰学術集会終了時までとする。
- 第17条 学術集会における研究発表の代表発表者は、特別な場合を除き正会員又は学生会員に限る。
- 第18条 学術集会における参加者は、所定の参加費を納めるものとする。
  - 2 学術集会における収支会計は、法人会計に報告し繰り入れるものとする。

## 第8章 学会賞

- 第19条 本学会賞は、本法人の会員であって、法中毒学の発展に関し顕著な貢献のあった者に授与する。
- 第20条 選考は、これを理事会において行う。
- 第21条 表彰は、本法人の会員集会において、理事長から賞状の授与をもってこれを行う。

## 第9章 吉村賞（学術奨励賞）

- 第22条 本賞は法中毒学研究での優れた成果や本法人への貢献度と共に、今後の更なる研究発展が期待される者に授与する。
- 第23条 推薦者は、本法人の正会員とする。
- 第24条 被推薦者（自薦も可）は、募集締め切りの時点で5年以上継続して本法人の正会員であり、50歳以下(受賞年3月31日現在)の研究者とする。
- 第25条 研究業績の一部又は全部が、日本法中毒学会若しくはTIAFT主催の学術集会、シンポジウム、招待講演等において発表されたもの、かつ「Forensic Toxicology」誌に筆頭著者として掲載されたものとする。

第26条 被推薦者は、下記の書類を顕彰委員会委員長に送付するものとする。

- (1) 所定の申請書
- (2) 研究業績一覧表
- (3) 推薦理由書 (A4 版用紙、縦置、横書で 2,000 字以内)
- (4) 本人による「研究概要と研究の発展性、将来性について」の記述書 (A4 版用紙、縦置、横書で 2,000 字以内)
- (5) 推薦研究業績に関する論文 2 報以上 5 報以内 (学会誌・学術雑誌の原著論文で、Proceedings は除く)
- (6) 日本法中毒学会若しくは TIAFT 主催の学術集会 (シンポジウム、招待講演等を含む) で発表した講演の要旨 2 報以上 5 報以内

第27条 提出書類は全て PDF 化し、電磁的媒体で提出するとともに前条 (1) については書面で提出するものとする。

第28条 審査は、第26条により提出された資料をもって理事会で行い、被推薦者の中より毎年原則として2名以内を表彰する。

第29条 選考は、これを理事会において行う。

第30条 表彰は、本法人の会員集会において、理事長から賞状及び副賞の授与をもってこれを行う。

第31条 副賞は、5万円とする。

## 第10章 ブランデンベルガー・松本賞 (TIAFT 参加支援)

第32条 受賞人数は毎年1~2名程度とし、賞金として一人10万円を支給する。

第33条 応募資格は、日本法中毒学会及び国際法中毒学会 (TIAFT) の会員で、その年の TIAFT 年会に参加し、更に演者を代表して発表する者とする。

第34条 応募者は所定の応募用紙とその年度の TIAFT での発表予定要旨 (英文)、法中毒学研究に関連する論文 5 報以内の目録を締め切り日までに顕彰委員会委員長に提出するものとする。

第35条 選考は、これを理事会において行う。

## 第11章 補則

第36条 この施行細則に関し必要な規程は、理事会及び社員総会の議を経て、その都度別にこれを定める。

第37条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この施行細則は、令和3年7月5日制定し施行する。
- 2 この改正施行細則は、令和5年7月1日から施行する。